

さよかわ

議会だより



村の木 イロハモミジ

第199号

令和6年3月1日



清川村議会HP



「ボッチャにチャレンジ」2市1町1村議会議員親善交流会にて

(14ページをご覧ください)

12月定例会

- 議案審議の結果、基本構想の策定 ②～③
- 条例制定・改正、補正予算、村道廃止・認定 ③～⑤
- 一般質問(6議員12項目) ⑥～⑫
- 第5回議会報告会のお知らせ ⑬
- 自治功労者表彰式・町村議会議員研修会ほか ⑭

12月定例会

12月7日から15日までの9日間を会期として開かれました

12月定例会では、6議員からの一般質問および村総合計画基本構想の策定1件、条例制定3件、条例改正6件、令和5年度補正予算6件、村道廃止1件、村道認定1件をいずれも原案どおり可決しました。

議案審議の結果

提出	議決日	件名	審議結果	小林大介	落合美和	細野賢一	笹原和織	藤田義友	城所英樹	山本雅彦
村長	12月15日	第4次清川村総合計画基本構想の策定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村環境基本条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村村税条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○

提出	議決日	件名	審議結果	小林大介	落合美和	細野賢一	笹原和織	藤田義友	城所英樹	山本雅彦
村長	12月15日	令和5年度清川村一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和5年度清川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和5年度清川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和5年度清川村下水道事業特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和5年度清川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
		村道路線の廃止について(村道柿坂あすなろ線)	可決	○	○	○	○	○	○	○
		村道路線の認定について(村道柿坂あすなろ線)	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和5年度清川村一般会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○

※細野洋一議長は、採決に加わりません。○は賛成 ●は反対

議会や議会だよりに対する皆さまの声をお聞かせください。

議会では、開かれた議会づくりに取り組んでいます。また、議会だよりでは、より一層分かりやすく親しみやすい紙面づくりを目指していきます。

皆さまのご感想やご意見・ご要望など、お気軽にお寄せください。

【あて先】〒243-0195

愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地 清川村議会事務局

【FAX】046-288-1767

【メール】kiyokawagikai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

または、お近くの村議会議員までお願いします。



上空から役場周辺を臨む

村総合計画条例第4条の規定に基づき、将来を見据えた総合的かつ計画的な村づくりを進めるための長期的な指針として、令和6年度から令和15年度までの10カ年を計画期間とした第4次清川村総合計画基本構想を定めるものです。

全員賛成で可決

【第4次清川村総合計画基本構想の策定】

将来を見据えた村総合計画基本構想の策定

基本構想の策定

条例制定・改正

補正予算

村の環境保全のために

【清川村環境基本条例の制定】

環境基本法第7条および第36条の規定を受け、村の環境保全のための施策の推進を図ることを目的に必要な事項を定めるものです。

全員賛成で可決

村の簡易水道事業の設置等に必要な事項を定めるため

【清川村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定】

地方公営企業法第4条の規定に基づき、村簡易水道事業の設置などに関し、必要な事項を定めるものです。

全員賛成で可決

村の公共下水道事業の設置等に必要な事項を定めるため

【清川村公共下水道事業の設置等に関する条例の制定】

地方公営企業法第4条の規定に基づき、村公共下水道事業の設置などに関し、必要な事項を定めるものです。

全員賛成で可決



人事院勧告に基づく常勤の特別職の職員の期末手当の支給率を改正

【清川村長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正】

令和5年8月の人事院勧告に基づき、期末手当の支給率について所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

人事院勧告に基づく一般職の職員の給料表の改定、期末手当・勤勉手当の支給率の改正

【清川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正】

令和5年8月の人事院勧告に基づき、給料表の改定および期末手当・勤勉手当の支給率について所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

人事院勧告に基づくパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率の改正

【清川村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正】

令和5年8月の人事院勧告に基づき、期末手当の支給率について所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

森林環境税の導入・軽自動車特例措置の延長などに伴う条例の改正

【清川村村税条例の一部を改正】

森林環境税の導入および軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置（グリーン化特例）の延長などに伴い、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

受益者の公平性を確保するため

【清川村廃棄物の処理及

び清掃に関する条例の一部を改正】

し尿処理に要する経費について、受益者の公平性を確保するため、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

ふれあいセンターの利用者増加に向けた改正

【清川村ふれあいセンター条例の一部を改正】

ふれあいセンター「別所の湯」の施設利用者増加に向けた浴場使用料および特別室使用料などの見直しのため、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決



別所の湯「清流のテーマ浴場」

一般会計（第3号）

既定の予算額から749万円を減額し、総額を26億5887万8千円としました。

主なものは、歳出では、電気・ガス価格激変緩和対策事業による国の支援が令和5年末から令和6年4月までに延長されることにより、公共施設の電気料に不要額が生じる見込みのための減額、人事院勧告などによる人件費の増額のほか、戸籍事務のマイナンバー制度導入への対応に係るシステム改修による増額、宮ヶ瀬地区水の郷プロムナードなどの取水ポンプ故障に伴う修繕工事および湖畔園地内施設維持管理負担金の増額、ふれあいセンター来場者増加による上下水道料の増額、村道谷戸横道線等新設改良工

会計別一覧表(単位:千円)

会計名		号数	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計		3	2,666,368	△7,490	2,658,878
特別会計	国民健康保険	2	414,399	△13,321	401,078
	簡易水道	2	132,638	△2,030	130,608
	下水道	2	496,287	△85,199	411,088
	介護保険	2	330,431	21,812	352,243
	後期高齢者医療	－	84,766	－	84,766
	小計		1,458,521	△78,738	1,379,783
合計			4,124,889	△86,228	4,038,661

事の事業執行見込みによる減額、教育費における確かな学力の育成推進事業の県費負担による非常勤講師の雇用が可能になったことなどに伴う、村雇用の人件費の減額、幼小中一貫校設置推進事業(繰越明許費設定)において、配置計画の複数案作成のための基本計画策定業務委託料の増額の補正をするものです。また、歳入では、ふれあいセンターの来場者の増加

による浴場使用料の増額、戸籍事務のマイナンバー制度導入などへの対応に係る国庫支出金の増額、村道谷戸横道線等新設改良工事の事業執行見込みによる県支出金、繰入金の減額などの補正するものです。

全員賛成で可決

国民健康保険事業

既定の予算額から13

32万1千円を減額し、総額を4億107万8千円としました。

主なものは、一般被保険者が医療機関などに受診した際、国民健康保険団体連合会に支出する一般被保険者療養給付費の実績および今後の支出見込みによる減額の補正をするものです。

全員賛成で可決

簡易水道事業

既定の予算額から203万円を減額し、総額を1億3060万8千円としました。

主なものは、消費税納付額および人事院勧告などに伴う人件費の増額のほか、水道施設における電気料が当初の見込みより減少したことによる減額の補正で、また、公営企業会計移行事業については、年割額の精査により継続費の減額の補正をするものです。

全員賛成で可決

下水道事業

既定の予算額から8519万9千円を減額し、総額を4億1108万8千円としました。

主なものは、消費税納付額および人事院勧告などに伴う人件費の増額のほか、下水道施設における電気料が当初の見込みより減少したことによる減額、圧送センター自家発電設備更新工事などの施設長寿命化事業の事業執行見込みに伴う減額、また、公営企業会計移行事業および下水道施設長寿命化事業については、年割額の精査により継続費の減額の補正をするものです。

全員賛成で可決

介護保険事業

既定の予算額に218万2千円を追加し、総額を3億5224万3千円としました。

主なものは、介護サービス利用件数の増加による居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費に不足が見込まれるため、増額の補正をするものです。

全員賛成で可決

一般会計(第4号)

既定の予算額に3210万1千円を増額し、総額を2億9097万9千円としました。

主なものは、歳出では、デフレ完全脱却のための総合経済対策に掲げる対応として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯への給付金の給付とエネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受ける医療機関などに対する支援をするもので、さらに食料品価格などの物

価高騰に係る村民および事業者の経済的負担を軽減するため、村内限定で使用できる商品券を配布するための増額の補正をするものです。また、歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と財政調整に係る繰入金を増額の補正をするものです。

全員賛成で可決

村道廃止・認定

古在家バイパス工事に伴う現路線の起点および終点の位置の変更

県道伊勢原津久井線古在家バイパス工事に伴い、現道の線形が変更となつたことにより、村道柿坂あすなろ線は、起点および終点の位置を変更する必要があります。本路線の廃止および認定を行うものです。

全員賛成で可決

一般質問

6人の議員が 村政を問う

12月定例会では6人の議員が12項目の一般質問を行いました。

ページ	質問者	質問事項
7	藤田 義 友	①村道の拡幅改良及び新設について
8	小 林 大 介	①村附属機関等の開催および情報公開の状況について ②住民懇談会の反省と今後について ③2045 年までの財政状況について
9	笹 原 和 織	①住民のための「生活環境保全」施策の必要性について ②自治体DX の状況と今後の方針について
10	城 所 英 樹	①清川村障がい者計画について ②茶園を含む遊休農地対策について
11	山 本 雅 彦	①村有地及び借地の運用について ②企業誘致・起業支援について
12	落 合 美 和	①宮ヶ瀬小学校の休校の経過及び住民の合意形成について ②高齢化率50%に向けた対応について

※一般質問とは、議員が村の行財政全般にわたって、村長をはじめとする執行機関に対して質問することです。
ここでは、質問者がまとめた原稿をもとに、その内容を掲載しています。



藤田 義友 議員

村道の拡幅改良及び新設について

「清川村みちづくり計画」の進捗や計画の見直し時期を踏まえ新たな路線も検討する

県道64号古在家バイパスの第1期区間が令和5年3月31日に開通されましたが、新道から旧道へ接続する道路がありません。

第1期区間の中で最低1カ所は接続できる道路があるべきと考えます。

本区間の中には、幅員が狭いですが村道古在家上道線から水路および民地につながっている道路があり、村道の拡幅改良および新設することで新旧県道が接続できます。

地域の道路環境の向上などを踏まえ、既設村道などの拡幅改良および新設を行う考えがないか伺います。

村 長 県道64号・伊勢原津久井線の古在家バイパスにつきましては、現道の拡幅改良が困難なことから、安全確保対策などを目的にバイパス道路が計画され、第1期区間については、平成17年に現地測量を開始してから18年の歳月を経て今年3

月31日に開通し、現在では2期計画に着手していただくため、県厚木土木事務所と連携して用地交渉などを進めています。

古在家バイパスと旧県道とを直接結ぶ村道はなく、村道古在家上道線は県道64号伊勢原津久井線の旧道との接続部を起点とした延長111.5m、幅員1.2mから2.9mの道路で、起点部から26mほど進んだところで右折し、終点部の認定外道路に接続しています。

また、この右折箇所部

から、古在家バイパスまでは公図上に道路はなく、水路と個人宅地となっています。

現在、村では、令和3年3月に策定した「清川村みちづくり計画」に基づき、村道の新設・改良工事を進めており、この計画では住宅の密集度や住民の利用度、緊急車両の通行の安全性などを勘案し、拡幅改良工事の実施の可能性が高い「12の路線」を選定し、改良工事を順次進めています。

村内の道路網整備によ



新旧県道64号線の合流地点（柿ノ木平バス停付近）



古在家バイパス曲師宿付近から宮ヶ瀬方面を臨む

り、地域振興や住環境、生活での利便性向上になることは十分認識していますが、現在、計画に基づき、着実に進めていますので、その進捗や計画の見直し時期などを踏まえ、新たな路線も検討したいと考えています。

藤 田 今のバイパスの出入口には一時停止やカーブミラーが設置されています。川崎や横浜では、次々と高規格道路をつくっていますが、同じ県民である村民も同じように納税していますの

で、県に要望していただき、全体的な利便性を図っていく村づくりを考えると考えますが、村長のお考えは。

村 長 バイパス第1期工区の出入口、柿ノ木平、曲師宿地区については、一時停止とカーブミラーの要望は既に行っていますが、村民の皆さまが安全で安心して通行できるように、また、歩行できるように、これからも努力してまいりたいと考えています。



小林 大介 議員

2045年までの財政状況について

現行の計画では1年当たり1700万円の経費不足の想定であるが、今後、公共施設等総合管理計画の見直し作業を進める

万円の経費が見込まれており、1年当たり1700万円の経費が不足するところが想定されていますが、長寿命化や修繕、更新コストの縮減によって解消可能と考えています。

小林 一貫校の建設費やその他の公共施設やインフラ設備の更新時期や費用の見直しは。

村長 幼小中一貫校の建設費や補助金、村債などの見直しは施設整備基本計画において具体的に算定します。

その他の施設・設備については個々に計画などを策定していますが、中には計画を策定していない施設もあるのが現状です。

今後、公共施設などの維持管理にかかる費用の見直しは。

政策推進課長 清川村公
共施設等総合管理計画では、令和18年度からの10年間に、約53億6000

し時期は。

政策推進課長 公共施設等総合管理計画については、令和8年度以降を対象とした見直し作業を今後進めていきます。

財政計画は今年度中の見直しに向けて、現在、作業を進めています。

小林 計画を作るときに用いる人口データは、目標人口だけでなく、現実には減少していく人口推計を基にした試算も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

政策推進課長 将来目標人口は、施策効果によって達成が可能な人口規模として設定している数字であり、政策判断の基準としては人口推計等も考慮する必要がありますと考えています。

**村附属機関等の開
催および情報公開
の状況について**

会議録公開はなるべく早くするように努める・音声データの保存は考えていない

村附属機関の会議録の公開は規則上「会議後速やかに」としていますが、公開に3カ月、中には半年かかっているものもあるため、期限を区切った規則にしてはどうでしょうか。また、会議情報の公開期限は6カ月としていますが、消えないで残るようにしてはどうか。

総務課長 準備に時間のかかるものもあるため、一律に決めるのは難しいですが、半年かかるという状況についてはなるべく短くするように努めます。また、公開期限は先進事例を参考に6カ月と設定しましたが、必要があれば見直していきます。

小林 現状では会議の音声データは会議録作成後に消去されていますが、会議録に残らない部分も

あるため、後の検証に生かすためにも、音声データを保存することはできませんか。また、会議はできる限り傍聴可とし、開催情報はHPやきよかわ通信で住民に周知してはどうでしょうか。

総務課長 審議および発言などの内容は、発言した人が特定できないよう配慮することや、趣旨を要約したものを記載することになっています。音声データは会議録作成のための手段として職員が取るメモと同じ扱いで、保存はしなくていいという規定になっており、現状では特段支障がないことから、保存は考えていません。

なお、会議の傍聴については、今後、規定の整備などの検討を進めます。住民への周知については、傍聴規定を整備した上で、ご提案のような工夫をしていきたいと考えています。

**住民懇談会の反省
と今後について**

住民懇談会で意見が出たことによる説明会は開催しない

住民懇談会で意見や質問が多かったものは、多くの住民が情報や対話の場を求めているテーマと言えるので、別途説明会やシンポジウムなどを開催してはどうでしょうか。

総務課長 住民懇談会はさまざまな意見を伺う場であり、そこで多く意見が出たから後付けで説明会を開催するのではなく、説明が必要なことであれば、事業を進める中で対話の場などを設けていきます。

なお、今年度は一貫校施設整備基本構想案についてのパブリックコメントを出す前に、建設候補地である緑中学校がある自治会と隣接の土地所有者を対象に説明会を実施しました。



笹原 和織 議員

住民のための「生活環境保全」 施策の必要性について

必要性に応じてしっかりと対応

村長 国の「環境基本法」に基づき環境基準が作られ、それを受けて県は「県環境基本条例」と「環境基本計画」を設けて関係条例と合わせて活動しており、村も共同あるいは一部事務委託を受けて助言・指導などを行っています。今のところ村内での公害や生活環境に対する特定した課題などは聞いていませんが、

この定例議会で村の「環境基本条例」が制定されますが、国の環境基本法を受けたそれは公害対策と自然環境保護が目的であり、「環境」という言葉の意味の広さもあって農地の荒廃や野生鳥獣被害の防止、資材置き場のごみ置き場化などの私たちの「身近な生活環境」への対応が十分ではない気がいたします。そこで村の指導権限とその実効性、さらに今後の空き家対策なども含む生活環境保護策の必要性について伺います。

今回制定を目指す村の環境基本条例では「環境の保全及び創造を図るために必要があるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする」旨の規定もありますので、今後、皆さまのご意見や状況などを十分把握し、規制措置が必要となれば地域の実情に応じた個別の規制を設けるなどしっかりと対応してまいります。



自治体DXの状況と今後の方針について

意識改革も含め二層のオンライン化へ対応

【DXとは？】

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略語で、「デジタル変革」という意味であり、デジタル技術を社会に反映させて私たちの生活をより良い環境へと変革することを言います。

各自治体では、国からの推奨により、自らが担う行政サービスにデジタル技術やデータを活用し、住民の利便性の向上を図るとや、デジタル技術やAIなどの活用により業務の効率化を図り、人材資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていくこととともに、DXを推進するに当たっては住民とその意義を共有しながら推進することも重要であるとされています。

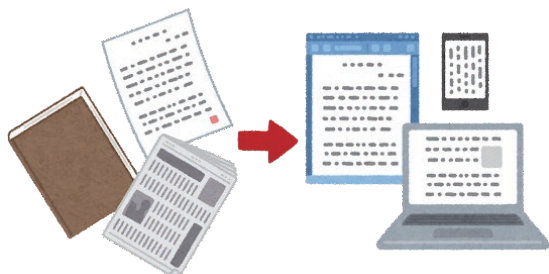


国策によるDXが進んでおり、私たちの身近な行政との場面でも押印の廃止やコンビニ収納など、住民からも目に見える自治体DXが既に少しずつ進み始めています。そこで今後の庁内での新たなDXと私たちへの成果を確認するために、今までの成果と今後の目標と課題について確認します。

村長 住民票のコンビニ交付や住民税などのコンビニ収納、スマートフォン決済、アプリを利用した村税等の納付などの運用を開始しており、住民懇談会のWeb開催も実現し、会議資料等の電子化などにも取り組み、ペーパーレス化や資料作成の負担軽減につながるなどの成果が表れている

と感じております。

今後、2025年を目処に基幹系業務システムの共通化やマイナンバーカード利用の拡大と一層の行政手続のオンライン化が必要であり、現在、プロジェクトチームも立ち上げて庁内業務の見直しと今後のデジタル化を検討しはじめました。





城所 英樹 議員

清川村障がい者計画について

県と一層の連携を強め 効果的に計画を推進していく

第7期村障がい福祉計画および第3期村障がい児福祉計画の策定に当たり障害福祉の現状と課題について、計画における重点施策について、また、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の取組状況について伺います。

村 長 本村における現状は、多くの方が在宅での生活を希望する中、障害のある方や介助する家族の方々の高齢化が進んでおり、知的障害や精神障害のある方の就労する割合が低いことなどから、在宅福祉サービスのさらなる充実と就労への相談や支援体制の強化が課題となっています。

第4次村障がい者計画では三つの基本目標を重点として掲げています。

1、自己選択、自己決定を実現できる村づくりとし、村民の障害への関心と理解の促進を図り、障害に対する差別や偏見をなくし、お互いに尊重し合える村づくりを進め

ること。

2、地域でともに生き、支え合える村づくりとして、地域活動への参加を促進し、障害者の自立と生きがいづくりを目指すこと。

3、安心して安全に暮らせる村づくりとして、災害時や緊急時にも対応した見守り体制を充実させ、安心して安全に暮らせる村づくりを進めること。としており、基本的には現行計画の基本理念や三つの基本目標を次期計画でも引き継ぎたいと考えています。神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例は、障害者一人一人の立場に立って、その望みや願いを尊重するなど当事者目線の障害福祉を推進することにより、ともに生きる社会の実現を目指すために制定されたものでございます。村の計画は、県と同じ方針の下で進めているので、県と一層の連携を強め、効果的に計画を推進したいと考えています。

茶園を含む遊休農地対策について

農地活性化協議会を立ち上げ併せて 遊休農地解消に努める

遊休農地の現状と課題。茶園を含めた遊休農地対策の取組状況と今後の考え方について伺います。

村 長 遊休農地の増加は、環境面や防犯面からも重大な問題と捉えており、村農業委員会と連携して農地バンク制度を創設したほか、県農業会議が研修農場として活用するなど遊休農地対策に努めているところです。また、近年では農業法人が遊休農地を借り受け、農地の集約化が図られるなど、遊休農地の解消に明るい兆しが見られますが、引き続き遊休農地対策を図っていきたいと考えています。

茶園を含めた遊休農地対策の取組状況と今後の考え方ですが、チャピュア清川や厚木市農協と検討を進めています。相模女子大学との連携による清川茶を原材料とした食品メニューの開発や民間事業者によるスティック茶の原料となる商品の開

発など、茶業センターへの出荷だけにとらわれない清川村のお茶としての付加価値を持った販路の拡大を図りたいと考えています。また、遊休農地対策全般としましては、担い手の確保・育成と農地とのマッチングを進めており、農業法人の参入により、片原地区において令和4年から5年にかけて農地の貸し借りが行われているところであり、今後も継続的に担い手の確保・育成と農地とのマッチングを進めたいと考えています。

現在、村では茶業を含む農業全般の活性化に向け、協議・検討を目的に県農水部や村農業委員会、厚木市農協などによる村農地活性化協議会を立ち上げ、併せて遊休農地の解消に努めたいと考えています。





山本 雅彦 議員

村有地及び借地の運用について (村が運用している土地の有効活用)

借地に関しては基準を明確に運用 未利用村有地の効果的な活用を引き続き検討

村有地および借地など村の運用している土地については無駄の無い有効活用をするため、場所、面積、用途、期間、賃借料などを一覧にしてはどうか。また、賃借料の基準は1㎡当たり400円と過去に議会答弁がされているが、例外もあり基準が不明確なため、基準を明確にすべきではないか。現在未使用である村有地の活用方法に関する検討状況について伺います。

村 長 村が公共施設などの設置を目的として賃借しています土地は、現在13カ所で、その用途はさまざまです。公共施設などを整備する際の用地の確保につきましては、購入が原則となりますが、中にはやむを得ずお借りし、事業用地を確保しているのが現状です。村で賃借しています土地につきましては、機会があるごとに改めて購入を打診するなど、交渉を進めて

おり、事業ごとに区分をし、一括で管理し、予算編成ごとに状況を確認しています。

次に、借地の賃借料の基準に関してですが、令和4年度に改正を行い、当該土地の固定資産税評価額に100分の4を乗じて得た額を基準として運用しています。

しかし、その資産的な価値が村の算定基準よりも高いと認められる場合には、従来の契約額にて賃借を継続しているものもあります。

村では令和4年度より、近隣市町での基準などを参考に、基準を明確にし、運用をしているところであります。

次に、未利用の村有地の活用についての検討状況ですが、村では当初の利用目的を変更せざるを得なくなった土地を保有しています。

これらの村有地は、当初の目的が達成できなかった後も別の目的において有効的に利用する方

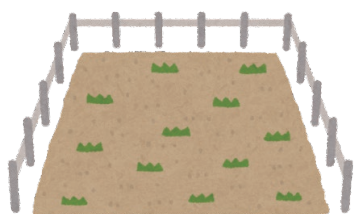
企業誘致・起業支援について

空き家活用ができるよう検討する

策がないか検討を進めてまいりました。

その活用例の一つとしては、令和3年度に尾崎地区の村有地に倉庫を設置し、イベント事業に利用するなど、資機材などの保管場所として活用しています。

村で保有もしくは賃借しております土地につきましては、今後も適正な管理を継続しつつ、かつ効果的に活用できるよう引き続き検討してまいります。



企業誘致や起業支援は雇用や関係人口の創出に繋がるため、村でもサテライトオフィスや空き家を活用し、ベンチャー企業が無料や低価格でオフィス利用ができる仕組みを構築することが出来ないかを伺います。

村 長 平成30年に整備してまいりましたローカルイノベーション拠点施設の2階に、村内への企業誘致や起業支援の場として低家賃でオフィス利用を可能とするサテライトオフィス「むらてらす」を開業しています。

むらてらすは、企業誘導支援策として大変有効であったと考えています。

現在、村ではホームページを活用した空き家情報提供事業を行い、所

有者と利用者のマッチングを進めているほか、村空き家賃貸用住宅リフォーム助成金と村空き家解体費補助金を創設し、空き家活用の支援を行っています。ところでもあります。

しかし、空き家のリフォーム補助事業については、移住定住施策の促進に位置づけていますことから、現在は企業や創業者が事務所として活用する場合、補助制度が活用できない仕組みとなっていますので、企業向けのオフィスや事務所としても活用できるよう検討してまいりたいと考えています。





落合 美和 議員

『高齢化率50%』に向けた対応について ～高齢者支援・介護支援の方針・基本計画に関して～ 地域包括ケアシステム構築・地域共生社会の実現、等 の方針のもと、高齢者が安心して住める村を目指す

清川村は全国平均・県平均と比較しても高齢化率が高く、来年には高齢化率が40%を超え2040年には高齢化率50%に迫るまで進むことが予測されています。高齢者が安心して健康に暮らせる環境構築はますます重要な課題となつてきます。そこで今後の村の高齢者・介護支援の方針、基本計画を伺います。

① 高齢者数・要介護認定者数増加に対する医療施設・介護施設の確保について

② 交通弱者（移動制約者）の方々に対する移動手段の確保に対する考え方

③ 高齢化進展に伴う認知症患者数増加、要介護認定者数増加の際の対応

④ 高齢者福祉に対する将来的な財政負担の考え方

に確保しており、医療環境については、村内に県立煤ヶ谷診療所・村宮ヶ瀬診療所を中心とした医療体制を確保するとともに、厚木市や愛川町と連携し、広域医療体制を整備しています。

② 高齢者バス割引乗車券の購入費助成や別所ふれあいセンターへの送迎バス運行のほか、やまびこ健診や一部イベントの実施の際には送迎者を巡回し利便性を向上させています。

③ 認知症への対策は、村の重要な対策として位置づけて取り組んでおり、認知症になつても住み慣れた地域で生き生きとした生活ができるよう地域包括支援センターを中心に、認知症相談、認知症初期集中支援チームの運用、認知症カフェ開催や社会福祉協議会と連携したサロン活動などを実施しています。

④ 高齢化が進展し、介護サービス需要が高まると、介護保険事業費全体が増額します。保険料増加に

よる経済負担の抑制に向けて介護予防・健康増進事業など、健康寿命延伸に向けた取組みを進めていきます。

落合 広域連携による介護ベッド数の状況は

子育て健康福祉課長 現在介護ベッド数は56床を確保（内訳・介護老人福祉施設が29床、介護老人保健施設が9床、認知症対応グループホームが18床）現状では介護老人保健施設を除き利用ベッド数は下回る状況ですが、今後の需要について、次期計画策定のもと計画的に確保を進めていきます。

落合 生産年齢減少による村税減収下でも高齢化福祉を充実させ、より良い村を目指すことについて、お考えを伺います。

村長 健康寿命の延伸のためのさまざまな施策を講じ、これまでも、また、これからも村を支え

ていただく色々な知恵を持つている高齢者の方々なので、今後の村づくりにも貢献していただきたい、そういった方々を守ることも行政の役割と考えます。

宮ヶ瀬小学校休校経過と地域住民との合意形成について

近年の学校の状況を踏まえ慎重に検討・説明を行う

宮ヶ瀬小学校に關して11月の議会全員協議会において来年度から休校するとの方針決定が教育委員会より提示された、過程での宮ヶ瀬地区における児童・保護者・住民の方々への説明・対話内容・機会の妥当性について

②「学校統合はない」との過去答弁に対して「統合」と「休校」という違いはあるもの、休校決定に至るまでの方針検討・手続内容の適切性について

③ 休校方針決定に対する

宮ヶ瀬地区児童保護者・住民の方々からの要望事項と対応状況について、伺います。

教育長 ① 本年5月、10月に在校生保護者・入学予定保護者の方々と教育懇談会を通じた小学校休校の方針を検討の後、地区住民の方々にも説明しました。その結果を踏まえて10月31日の教育委員会会議にて小学校は休校、中学校は継続との方針決定をしました。

② 村としては幼小中一貫校新設の方針を決定していることから「統合はない」と答弁としており、休校決定については県教育委員会にも確認した上で、児童・生徒を最優先に考え、決定しました。

③ 宮ヶ瀬地区教育懇談会・住民懇談会では緑小学校への通学の際の安全確保についての要望があったので、児童が不安なく通学できるように環境整備の検討を進めていきます。

第5回「議会報告会」

開催のお知らせ

第4回の報告会では各議員による活動報告のほか、ご参加の皆さまとさまざまな意見交換ができて、有意義な時間であったと、議員一同、感じております。

今回も参加される皆さまとお茶を飲みながら、村政や村の課題などについて「ざっくばらん」に語り合いたいと考え、より充実した皆さまとの意見交換や交流の場として「第5回議会報告会」を開催したいと存じます。

皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

日 時	令和6年3月30日(土) 午前10時00分～正午
会 場	生涯学習センターせせらぎ館みどりホール
内 容	各議員とお茶を飲みながら村づくりについて語り合しましょう。 (各議員の活動報告と令和6年度 当初予算について ほか)

みんな
来てね！



～ご来場の際のお願い～

インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症予防のため、会場では手指消毒にご協力をお願いします。(参加者数の状況により入場制限をさせていただく場合があります。)

なお、感染症の発生状況により、やむを得ず中止・延期の場合もありますのでご了承ください。





講演の様子(葉山町福祉文化会館)

令和5年11月17日(金)、葉山町福祉文化会館において、自治功労者表彰式・町村議会議員研修会が開催され、多年にわたり議会議員として地方自治の振興発展に貢献した功績により贈られる「自治功労者表彰」は、本年度は湯河原町の議員1名が表彰されました。

また、議員研修会では、順天堂大学大学院特任教授の天野篤氏による「若々しい高齢者であるための行動学」と題した講演が行われ、医療現場でのエピソードや加齢に伴う健康維持の事例などが盛り込まれ、有意義な研修となりました。

自治功労者表彰式・町村議会議員研修会

2市1町1村 議会議員親善交流会

令和6年1月17日(水)、村立緑小学校体育館において、2市1町1村(厚木市・伊勢原市・愛川町・清川村)議会議員親善交流会が4年ぶりの開催となりました。

今年度は、清川村議会が幹事であるため、交流会の競技種目としてパラスポーツで人気のある「ボッチャ」(今回は特別ルール)にチャレンジすることを選びました。

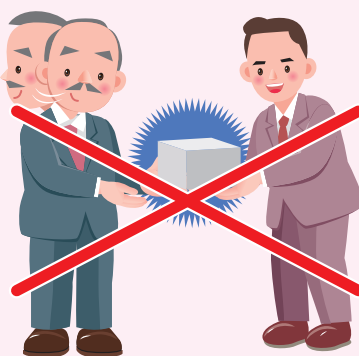
主催する本村議会としては、参加した議員同士がボッチャをプレーすることを通じ、お互いの交流を深めるほか、この体験が、障がい者の方や高齢者の方に「スポーツに参加する」楽しさを広めるツールのの一つとなつて一人でも多くの方が積極的に参加できるように呼びかける一助となることを願って開催しました。なお、優勝は厚木市Bでした。おめでとうございます。

※ボッチャ:カーリングに似たパラリンピックの正式種目の一つで、年齢・性別、障がいの有無にかかわらず、全ての人が楽しむことができる競技として人気があります。

議員や市町村長は、公職選挙法により選挙区内で次の行為は厳禁です!

- 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- お祭りへの寄付や差入れ
- お見舞い、お中元、お歳暮、お年賀
- 年賀状など時候のあいさつ状(自筆の答礼を除く)
- 本人出席以外の香典、結婚祝い など

また、住民の皆さまが議員に寄付を求めることも禁止ですので、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。



次の定例会の予定日は **3月6日から**

皆さんの傍聴をお待ちしています。

編集室から

本年も清川村議会は、よりよい村政の実現のため、精一杯努めてまいります。2024年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、2023年の流行語大賞には「アーバンベア」「地球沸騰化」など、私たちの暮らす環境は不変ではないということを感じさせる言葉が選出されました。未来への不安を感じる一方で、「ペッパーミル・パフォーマンス」や「4年ぶり声出し応援」など、人々は喜びを分かち合うことで幸せを感じられるのだという力強さも感じさせられました。

「生成AI」の普及が急速に進み、働くことや考えることの意味も問い直されています。厚労省の調査機関が出した最新の人口推計では大幅な人口減少が予測されていますが、サイズが小さくなっても幸せに暮らせる社会や生き方について、時にAIの力も借りながら考え続けていきたいと思えます。(小)

発行/清川村議会
編集/議会だより編集委員会
委員長 小林大介
副委員長 城所英樹
委員 細野賢一
委員 細野洋一
委員 山本雅彦
〒243-0195 神奈川県愛甲郡
清川村煤ヶ谷2216番地
TEL.046(288)1576
FAX.046(288)1767
【E-mail】kiyokawagikai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

この広報紙は再生紙を使用しています。